

規約3号

幹事及び監査の選任に関する手続き（暫定）

（案）

2014年7月21日第13回幹事会にて修正

2014年9月9日第14回幹事会にて修正

（目的）

第1条 本会規約第4条2項、「新しい日中関係を考える研究者の会」の役員について（暫定）第3条に基づき、本会役員の選任手続きに関して、これを定める。

（候補者の選出）

第2条 以下により、幹事候補および監査候補を選出する。

会アドレス（sinojapaneserelations@gmail.com）から全会員登録アドレスに、選挙期間、投票日等を明記した上、幹事および監査の選任を行う旨メール送信し、以下に抛り、幹事候補および監査候補を選出する。

（1） 自薦：幹事および監査への立候補の旨を明記し、会アドレスあて送信する

（2） 他薦：会員5名以上の連名による推薦

推薦を行おうとする5名以上の会員を代表するものが、連名で幹事および監査にふさわしいと考える候補者名を会アドレスあて送信する

（候補者の確定）

第3条 幹事会は、指定された日時までに会アドレスが受信した立候補者を集約し、「幹事候補および監査候補リスト」（エクセル表）を作成し、会アドレスから全会員あてにこれを発信、公示する。

（投票）

第4条 会員は、公示された「幹事候補および監査候補リスト」に基づき、幹事8名、監査2名を投票する。

2 投票は、「幹事候補および監査候補リスト」に記された幹事および監査の候補者欄にそれぞれ8名分、2名分の丸印を付した上、投票済「幹事候補および監査候補リスト」を会アドレスあて期日内に返信する。

（選任）

第5条 前項の投票結果に基づき、幹事会は、これに専門領域の均衡等を考量して、会員総会に提案する幹事8名、監査2名の最終候補者を確定する。

2 これを受けて、会員総会が前項の幹事8名、監査2名を選任する。

（その他）

第6条 その他本会の役員選任に関する必要な事項は別に定める。